

糸魚川市 医療技術者・介護従事者 修学資金貸与事業

〔本制度の大きな特徴〕


養成学校を卒業して

「**5年間**」は糸魚川**市外で就業可能**です



糸魚川市内の医療機関や介護施設に勤務する意志をもつ学生に資金を貸与します。

<p>対象者</p>	<p>養成施設を卒業した日の翌月から61か月以内に、市内で医療技術者又は介護従事者として就業しようとする学生</p> <p>■医療技術者（14種） 保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、薬剤師（病院勤務）、救急救命士</p> <p>■介護従事者（2種） 社会福祉士、介護福祉士</p>
<p>貸与額</p>	<p>1人につき月額3万円又は5万円 ※貸与額は、申請時に選べます。 ※貸与額の変更は、修学中に1回のみ変更できます。</p>
<p>貸与期間</p>	<p>貸与することを決定した日の属する月から養成施設を卒業する日の属する月まで ※毎年度申請が必要です。</p>
<p>返還義務</p>	<p>① 養成施設を退学したとき ② 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき ③ 病気等の理由で貸与を1年以上休止したとき ④ 養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して61か月以内に市内で医療技術者又は介護従事者として業務に従事することができないとき ⑤ 市内で医療技術者又は介護従事者として業務に従事した期間の月数が、貸与を受けた月数の2分の3の月数に達しなかったとき ※返還利息は、年2.3%です。（貸与期間のみにかかります。）</p>
<p>返還免除</p>	<p>① 市内で医療技術者又は介護従事者として業務に従事した期間の月数が、貸与を受けた月数の2分の3の月数に達したとき ② 貸与を受けた月数が17月以上の方で、市内で医療技術者又は介護従事者として業務に従事した期間の月数が、24月以上～貸与を受けた月数の2分の3の月数未満の場合は、一部返還免除となります ※転勤で市外勤務になった場合は、最初に市内勤務した月から起算して、貸与を受けた月数の2分の3の月数+37月以内に、①、②の勤務条件を満たす必要があります。（裏面参照）</p>

<p>申請</p>	<p>連帯保証人を2人立てて、貸与を受けようとする月の中旬までに次の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修学資金貸与申請書（様式第1号） ・誓約書（様式第2号） ・在学証明書（学部、学年がわかるもの） ・履歴書 ・連帯保証人の印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの） ・連帯保証人の納税証明書（発行日から3か月以内のもの） <p>※ 住民税が課税されていない場合は所得証明書</p>
<p>貸与の決定</p>	<p>貸与の選考は、糸魚川市医療技術者及び介護従事者修学資金貸与選考委員会が行い、その結果を通知します。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出身地の要件はありません。糸魚川市以外にお住まいの方も申請可能です。 ・貸与を受ける前に、ご自身の進路や将来設計について、ご家族の方と十分お話ししてください。 ・修学及び進級を確認するため、申請書は毎年度提出してください。 ・市制度『病院勤務看護師等修学支援補助金』（入学金/授業料/家賃/通学費）と併用できます。 ・市制度『UIターン修学資金返済支援事業補助金』と併用できません。 ・本制度は、市内での就職を保証するものではありません。
<p>問合せ先</p>	<p>〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号</p> <p>■ 医療技術者をを目指す方 糸魚川市 健康増進課 地域医療対策係 電話 025-552-1511 FAX 025-552-1066 E-mail kenko@city.itoigawa.lg.jp</p> <p>■ 介護従事者をを目指す方 糸魚川市 福祉事務所 介護保険係 電話 025-552-1511 FAX 025-552-8250 E-mail fukushi@city.itoigawa.lg.jp</p> <p>糸魚川市HP 2次元コード</p> 

★返還免除欄 ※印について

例) 市内医療機関で3年勤務後市外医療機関へ転勤した場合の就業期限

※大学4年間貸与を受けた場合 (R8.3卒)

市内就業義務月数: 4年×12月×2分の3=72月 (6年)

就業期限: 72月+37月=109月 (9年1か月)

⇒ R17.4月までに72月勤務できれば返還免除となります。

R8.4

